

令和 6 年10月 1 日

令和 6 年守山市議会 9 月定例会議員提出会議案

令和 6 年10月 1 日

令和 6 年守山市議会 9 月定例会議員提出会議案目次

意見書第 9 号	教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書	3
意見書第10号	学校給食の無償化制度を求める意見書	6
意見書第11号	政府の責任で米の安定供給を求める意見書	8

意見書第 9 号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和 6 年10月 1 日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 榎本 花菜恵

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

令和5年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務も含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況である。

こうした現状を反映して、教員志願者は減少している。一方、早期退職者、病気休職者は増加している。そして、学校現場では産休・育休や病休者の代替が確保できない状況が広がっている。教員未配置により、残された教員の負担が増大し、その結果心身を病む教員が出るという学校も少なくない。

これらは、教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関わる問題であり、子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。教員の長時間労働と教員不足の改善に向けてただちに取り組まねばならない。

さまざまな校務分掌における事務作業、教育委員会への報告書、生徒指導や保護者対応、虐待などのケース会議、時間外の部活動など、教員の業務は多岐にわたっている。それらに時間を取られて、本来しなければいけない授業の準備や子どもと向き合う時間を十分に取ることができない現状がある。また、教育課程の内容が膨れ上がり、複雑化していることや、一人あたりの持ち授業時数が多すぎることも長時間労働の大きな要因であり、大幅な教員定数増が求められている。

また、昭和46年に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば、時間外労働を計測する必要がなくなり、労働時間規制が曖昧になることは避けられない。教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するために給特法の廃止は急務といえる。

以上から、国において、教員の長時間勤務を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、少なくとも次の3点について、適切な措置を講じることを強く求めるものである。

- 1 学校の業務量に見合った教職員配置をすること。
- 2 勤務時間の管理と時間外勤務を規制するために、教員にも時間外手当を支給すること。
- 3 上記事項の実現のため、予算の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

滋賀県守山市議会議長 西村 弘樹

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		

意見書第10号

学校給食の無償化制度を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和6年10月1日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

学校給食の無償化制度を求める意見書

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たすものである。昨年9月時点で学校給食無償化を実施している教育委員会の数は722に上り、うち、547の教育委員会が小中学生全員を対象とするなど、近年その取組が広がっている。しかし、既に給食費無償化を実施している教育委員会の約7割は自主財源を充てているが、財源の問題から給食の質に格差が生じるため、安定的な財源の確保が最大の課題とされている。

昨年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置きつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。しかしながら、国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から今後、課題整理を行っていくことにとどまっており、無償化決定までには至っていない。地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食費無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な制度の構築を早急に行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

滋賀県守山市議会議員 西村 弘樹

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

宛

意見書第11号

政府の責任で米の安定供給を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和6年10月1日提出

守山市議会議長 西村 弘樹 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

政府の責任で米の安定供給を求める意見書

昨年の異常気象で生産量が減り、米消費量も増えて、今年は米流通の混乱を招いている。6月以降、スーパーなどから米が消える事態となっている。米の業者間の取引価格は前年の2倍近くに高騰し、米穀店は仕入価格高騰と品不足に苦しんでおり、米の民間在庫量も急激に減少している。農水省発表の21年、22年の稲作農家の所得は一万円で時給10円にすぎない。その上、資材費高騰が追い打ちをかけ、米を作っても赤字となり稲作からの撤退が止まらない。このままでは地域から稲作が消えてしまいかねない状況である。

不作や国際的な需給変動があっても、国民が安心して国内産米を食べ続けられるように、米価と需給に政府が責任をもつ米政策に転換していくべきである。

そのために、政府に以下のことを求める。

- 1 不作や国際的な需給変動があっても、国民が安心して国内産米を食べ続けられるようにするために米の減産政策から増産に転換すること。国民の1年間の需要を賄う規模の備蓄を制度化すること。
- 2 格差と貧困対策として消費者への食料支援を制度化すること。
- 3 水田機能を最大限活用し、主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米まで作付けを全面的に拡大すること。水田の畑地化や産地交付金カットを見直すこと。
- 4 米を再生産できる所得を確保できるようにするため、直接所得補償を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月1日

滋賀県守山市議会議長 西村 弘樹

内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

宛